

令和4年度答申第23号  
令和4年7月8日

諮問番号 令和4年度諮問第24号（令和4年6月17日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のA（以下「父A」という。）は公務中の傷病により死亡したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、過去に母のC（以下「母C」という。）がした戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）に基づく父Aに係る弔慰金の請求（以下「過去請求」という。）について、父Aの「死亡の原因は在職中の公務に起因し、もしくは事変勤務に関連する傷病によるものとは認められない」として却下裁定がされているから、審査請求人は特別弔慰金を受ける権利を有しないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

## 1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。
- (2) 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日までに遺族援護法による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者をいうと規定している。
- (3) 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定し、同条2項は、前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の事変に関する勤務又は戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病で公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなすと規定している。
- (4) 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等以内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とする規定し、遺族援護法36条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の順位は、配偶者を第1順位とする規定している。
- (5) 特別弔慰金支給法2条3項1号は、弔慰金を受ける権利を取得した者が令和2年4月1日において死亡している場合において、同日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、同条1項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 父Aは、大正a年b月c日に出生し、昭和11年9月5日に母Cと婚姻をした。その後、父Aは、次のとおり、軍人（歩兵）として陸軍に在職した。  
ア 昭和12年1月10日に現役兵として歩兵D連隊E中隊に入営し、同年8月24日にF国G地に上陸して、戦闘に参加したところ、同年10月29日に同地での戦闘により右大腿部を受傷（傷病名：右大腿盲管銃創）し、後送の途中、再び砲弾の烈火を受けて頭脳を打撲し、神経に異常を来たし、H師団I野戦病院に入院したが、同年11月18日に精神分裂

性反応を併発した。

イ 昭和13年1月9日に内地送還のためF国を出発し、同月12日にJ陸軍病院に入院し、その後、各地の陸軍病院を経て、K陸軍病院に入院した。

ウ 昭和13年11月23日に精神症状が寛解・固定し、現役、予備役及び後備役を免除され、同月25日に除隊・退院となった。

(改製原戸籍謄本(筆頭者:父A)、戦没者綜合台帳、履歴書(昭和14年11月6日付け)、履歴書(昭和51年7月22日付け))

(2) 審査請求人は、昭和d年e月f日、父Aと母Cの長男として出生した。父Aは昭和45年6月25日に、母Cは平成15年11月11日にL地で死亡した。

(改製原戸籍謄本(筆頭者:父A)、除籍全部事項証明書(父A))

(3) 審査請求人は、令和2年4月8日、住所地のM町長を經由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Aに係る特別弔慰金の請求(本件請求)をした。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

(4) 処分庁は、令和2年9月2日付けで、審査請求人に対し、「死亡者A様は、過去において「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づく弔慰金請求が「死亡の原因は在職中の公務に起因し、もしくは事変勤務に関連する傷病によるものとは認められない」ことを理由に昭和52年4月18日付けで却下裁定されております。したがって、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分(本件却下処分)をした。

(却下通知書)

(5) 審査請求人は、令和2年10月5日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和4年6月17日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張

「令和元年3月13日役場へ期間がすぎているとのことで却下。令和2年

に四月に再度だすも却下。軍人傷痕記章授與證書及傷痕軍人證、郵便局通帳を提出します。」ので、本件処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 父Aに係る弔慰金の支給対象順位の先順位である母Cは、令和2年4月1日（基準日）よりも前に死亡しているから、審査請求人は、父Aに係る弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる。

したがって、審査請求人による父Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）が認められるためには、父Aが軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものと認められることが必要である。

- 2 母Cは、昭和51年7月22日、父Aの死亡に関し、遺族援護法に基づく弔慰金の請求（過去請求）をしたところ、昭和52年4月18日、「死亡した者は、心不全、精神分裂病により死亡したものと認められますが、その死亡の原因は在職中の公務に起因し、もしくは事変勤務に関連する傷病によるものとは認められません。」との理由で、却下裁定を受けた。この却下裁定に対し、母Cは、異議の申立てをしていない。

- 3 履歴書によれば、父Aは、昭和12年1月10日から昭和13年11月23日まで、陸軍軍人として在職したことが確認される。そして、死亡診断書によれば、父Aは、昭和45年6月25日に死亡したこと、その直接死因は心不全であるが、心不全の原因は精神分裂病であり、精神分裂病の発病の時期は昭和40年2月であることが確認される。そうすると、父Aの死亡の原因となった精神分裂病は、父Aが軍人を退職した後に発病したものであるから、父Aの死亡は、公務傷病にも、また、勤務関連傷病にも該当しない。

- 4 このほか、過去請求の際に提出された資料及び本件請求に関して処分庁から提出された資料を確認しても、父Aが軍人としての在職期間内に公務傷病又は勤務関連傷病により死亡したとは認められない。

- 5 なお、審査請求人が本件審査請求に当たり提出した資料について検討した結果は、以下のとおりである。

### ア 軍人傷痕記章授與證書及び傷痕軍人證

軍人傷痕記章授與證書は、父Aが、支那事変においてG地家宅付近での戦闘の際、右大腿盲管銃創を受け、かつ、疾病にかかったとして、昭和16年10月1日付けで、陸軍大臣から軍人傷痕記章を授与されたことを証明したものであり、傷痕軍人證（傷痕軍人手牒）は、父Aが傷痕軍人であるこ

とを証明するとして、同日付けで、陸軍省から交付されたものであるが、これらの証明から、父Aが上記傷病により死亡したことを確認することはできない。

#### イ 郵便貯金総合通帳

通帳に記載されている「恩給」は、昭和53年3月31日に母Cに対してされた裁定に係る恩給法（大正12年法律第48号）による扶助料の振り込みである。当該扶助料は、死亡した者が軍人としての在職期間中の公務傷病によらないで死亡した場合に支給される「傷病者遺族特別年金」であるから、この通帳から、父Aが軍人としての在職期間中の傷病により死亡したことを確認することはできない。

- 6 また、審査請求人は、「令和元年3月13日役場へ期間がすぎているとのことで却下。」と主張するが、その事実を確認することはできない。
- 7 以上によれば、父Aは、軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものと認められないから、審査請求人は、特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。
- 8 したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付	: 令和2年10月5日
弁明書の提出	: 同年11月11日
反論書の提出期限	: 同年12月18日
審査庁への物件の提出依頼	: 令和3年5月6日
	(弁明書の提出から約6か月、反論書の提出 期限から約4か月半)
審査庁からの物件の提出	: 同月20日
審理員意見書の提出	: 令和4年1月27日

(反論書の提出期限から約1年1か月、審査  
庁からの物件の提出から約8か月)

本件諮問

: 同年6月17日

(審理員意見書の提出から約4か月半、本件  
審査請求の受付から約1年8か月半)

- (2) そうすると、本件では、①反論書の提出期限から審理員意見書の提出までに約1年1か月、②審理員意見書の提出から本件諮問までに約4か月半を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年8か月半もの長期間を要している。上記①の手続については、その間に審査庁への物件の提出依頼がされているが、一件記録によれば、提出依頼がされた物件は母Cがした過去請求に係る資料であるから、審理員としては、当該資料が処分庁から提出された弁明書の添付書類の中に含まれていないことを確認した時点で、審査庁に対し、当該資料の提出を求めるべきであったにもかかわらず、審理員は、その時点では、当該資料の提出依頼をしていない。審理員が当該資料の提出依頼をしたのは、弁明書の提出から約6か月、反論書の提出期限から約4か月半が経過した時点である。しかも、審査庁から当該資料が提出されてから審理員意見書の提出までに、更に約8か月もの期間を要している。これらの手続の遅延は、審理員が本件審査請求事件の進行管理をおろそかにしていた結果であるといわざるを得ない。そして、上記②の手続についても、上記の期間を要したことに特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善することにより、審査請求事件の手続の迅速化を図る必要がある。
- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 父Aの死亡の当時における配偶者であった母Cは、平成15年11月11日に死亡している(上記第1の2の(2))から、父Aの子である審査請求人は、特別弔慰金支給法2条3項1号の規定により、父Aに係る弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされ、父Aに係る特別弔慰金の請求をすることができる「戦没者等の遺族」に該当する。

したがって、本件では、父Aが軍人としての在職期間内に公務上又は勤務(事変に関する勤務又は戦争に関する勤務をいう。以下同じ。)に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したかが問題となっている。

(2) 父Aの昭和14年11月6日付けの履歴書及び昭和51年7月22日付けの履歴書並びに戦没者総合台帳によれば、父Aは、昭和12年1月10日から昭和13年11月23日まで、軍人（歩兵）として陸軍に在籍したこと、昭和12年10月29日にF国G地での戦闘により右大腿部を受傷（傷病名：右大腿盲管銃創）し、同年11月18日に精神分裂性反応を併発したこと、陸軍病院において治療を受けた結果、昭和13年11月23日に当該精神症状が寛解・固定し、現役、予備役及び後備役を免除されて、同月25日に除隊・退院となったことが認められる（上記第1の2の(1)）。

父Aは、昭和45年6月25日にL地で死亡している（上記第1の2の(2)）が、その死亡届に添付の死亡診断書によれば、死亡の種類は病死、死亡の原因（直接死因）は心不全、心不全の原因は精神分裂病、精神分裂病の発病年月日は昭和40年2月とされている。そして、上記の死亡診断書を作成した医師の作成に係る父Aの病歴書（昭和50年10月31日付け）にも、「初診時の所見」として、「昭和40年1月17日頃から不眠興奮状態を来し異常言動のため受診。精神分裂病様反応と診断す。」と記載されている。

以上によれば、父Aは陸軍在職中に精神分裂性反応を発病したが、当該精神症状は昭和13年11月23日に寛解・固定し、父Aは同月25日に除隊・退院となったこと、父Aの死亡の原因（直接死因）は心不全であるが、心不全の原因となった精神分裂病は、上記除隊から26年以上が経過した昭和40年2月に発病したものであることが認められるから、父Aの死亡は軍人としての在職期間内における疾病を原因とするものであるとは認めることができない。

なお、母C作成の「症状の経過書」（昭和51年3月10日付け）及び父Aと同じ陸軍病院に入院していた元軍人作成の事実証明書（昭和50年2月10日付け）には、父Aの精神分裂の症状は昭和13年11月に自宅に戻った後も続いていたとの記載がされているが、上記の死亡診断書及び病歴書の記載内容のほかに、父A作成の症状経過書（昭和35年8月31日付け）において、足の痛みについては記載がされているが、精神分裂の症状については記載がされていないことも考え併せると、上記の「病状の経過書」及び事実証明書の記載から、父Aの精神分裂の症状が昭和13年11月の除隊・退院後も続いていたと認定することはできない。そして、その他、一件記録を精査しても、父Aの精神分裂の症状が昭和13年11月の除隊・退

院後も続いていたと認定することができる資料は見当たらない。

- (3) 審査請求人は、本件審査請求において、軍人傷痕記章授與證書、傷痕軍人證（傷痕軍人手牒）及び郵便貯金総合通帳を提出して、本件却下処分の取消しを求めている（上記第1の3）。

しかし、軍人傷痕記章授與證書及び傷痕軍人證（傷痕軍人手牒）は、父Aが軍隊在職中に右大腿盲管銃創の負傷をし、かつ、精神分裂性反応を発病したことを証明するものにすぎないから、これらの資料から父Aの死亡の原因を特定することはできない。

また、郵便貯金総合通帳によれば、母Cに対し、父Aの恩給が支給されていたことが認められるが、この支給は、昭和53年3月31日に母Cに対してされた恩給（傷病者遺族特別年金）の裁定によるものであることが認められる（「傷病恩給等の裁定状況について（回答）」と題する審査庁の書面）。しかし、傷病者遺族特別年金は、傷病年金等を受給していた者（旧軍人等）が当該傷病年金等の給付事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した場合に、その者の遺族に対して支給される恩給である（恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号）附則15条1項本文）。そして、父Aは、昭和36年6月26日に右大腿盲管銃創後胎症を認定傷病として、昭和41年10月4日に右大腿盲管銃創後遺症を認定傷病として、傷病年金の裁定を受けているが、父Aが昭和40年2月に発病した精神分裂病については、昭和41年10月4日、認定外傷病との裁定がされている（上記審査庁の書面）から、母Cに対する傷病者遺族特別年金は、父Aが上記の認定傷病以外の事由で死亡したとして支給されたものであるということになる。そうすると、郵便貯金総合通帳の記載（恩給である傷病者遺族特別年金の支給）は、父Aの死亡の原因が右大腿盲管銃創によるものではないことを裏付けるものにすぎないから、この資料からも父Aの死亡の原因を特定することはできない。

したがって、審査請求人が提出した上記資料は、いずれも上記(2)の判断を左右するものではない。

- (4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、父Aが軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認めることができないから、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえない。

### 3 付言

本件却下処分のお知らせには、その理由として、「死亡者 A様は、過去において「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づく弔慰金請求が「死亡の原因は在職中の公務に起因し、もしくは事変勤務に関連する傷病によるものとは認められない」ことを理由に昭和52年4月18日付けで却下裁定されております。したがって、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」と記載されている（上記第1の2の(4)）。そして、処分庁の弁明書にも、本件却下処分について、母Cがした過去請求について却下裁定がされ、父Aに係る弔慰金が支給されていないことから、審査請求人がした本件請求を却下したとの弁明がされている。

しかし、母Cがした過去請求について却下裁定がされていることをもって、直ちに審査請求人がした本件請求が却下されることになるわけではないから、本件却下処分のお知らせの上記の記載は、相当とはいえない。本件却下処分のお知らせには、過去請求について却下裁定がされた理由も言及されているから、処分庁としては、当該理由が本件請求についても妥当することを述べようとしたものと善解することができないわけではないが、善解しなければその趣旨が明確でない理由の提示の仕方は、改善する必要がある。

以上によれば、本件却下処分のお知らせには、その理由として、「父Aは、軍人であったが、昭和13年11月に除隊となり、昭和45年6月に死亡しているところ、その死亡の原因は、昭和40年2月に発病した精神分裂病であるから、父Aは、軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認めることができない。したがって、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する特別弔慰金の支給要件を満たしていないため、審査請求人は、特別弔慰金を受ける権利を有しない。」という内容を記載すべきであったと考える。

#### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委員 原 優  
委員 野 口 貴 公 美

委 員 村 田 珠 美